

[事案 24-124] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 4 月 3 日 裁定不調

<事案の概要>

保険証券の記載内容が相違していたこと等を理由として、既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 9 月に加入した本契約の保険証券付属書に、「死亡のときのお支払総額」と記載されるべきところ、誤って「死亡時・高度障害時のお支払総額」と記載されており、申込内容と相違している（主張 1）。誤りが判明した後に行われた、保険証券および付属書の取扱いについての募集人の説明が誤っていたため、誤認して保険証券を破棄してしまった。消費者契約法第 4 条に定める、消費者が消費者契約を取消することができる場合に当たる（主張 2）ので、既払込保険料の返還と慰謝料の支払いを求める。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、申立人が申込書にて申込みした契約内容にて有効に成立している。
- (2) 証券付属書については、正しく表示した証券付属書を送付し、差し替えを行っている。
- (3) 募集人は、保険証券を破棄してよいとの説明は行っていない。
- (4) 本契約は平成 24 年 7 月に失効しているが、申立人からの解約申出時の保険会社の対応に問題があり、申立人の意思に反して引落されたと認められる保険料については、未入金の状態の本契約が解約されたものとして処理する意向がある。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき下記のとおり審理を行った。審理の結果、申立人の主張は認められないが、解約申出時の問題については、和解により解決するのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規定第 38 条 2 項にもとづき裁定不調として裁定手続を終了した。

1. 主張 1 について

保険証券は、その作成・交付が保険契約成立の要件になっているわけではなく、契約の成立および内容を証する書面として交付するものなので、保険証券や付属書に誤った記載がなされたとしても、それによって契約内容に影響が及ぶわけではない。本件では、申立人と保険会社との間で、本契約の内容の認識に相違があるわけではないので、保険証券付属書に誤記があったことをもって、既払込保険料の返還や慰謝料の支払いは認められない。

2. 主張 2 について

契約成立後の募集人の対応が、契約の効力に影響を及ぼすわけではないので、既払込保険料の返還を認める理由とはならず、また、慰謝料の支払いが認められるほどの問題があったと認めることもできない。また、申立人の主張する事実は、いずれも契約締結後の事実であり、消費者契約法の適用が問題となる場面ではない。